

令和4年度
飲酒運転根絶強化月間
神奈川県実施要綱

期 間

令和4年12月1日（木）～12月31日（土）の1か月間

目 的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を県民総ぐるみで展開します。

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



箱根町交通安全ポスターコンクール入賞作品
箱根町立箱根の森小学校4年(入賞当時) 井出 大翔 さん

主唱: 神奈川県交通安全対策協議会

● 運動の進め方

- ☆ 神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項
 - 「運動の重点」と「重点の取り組み方」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、各種広報媒体を活用する等、創意工夫を凝らした交通安全活動を積極的に推進します。
 - 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。
 - 各種会議、行事などの機会を活用して、この運動の趣旨を周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときは、飲酒運転の根絶を呼びかける記事等の掲載に努めるなど、飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」社会づくりを推進します。
- ☆ 交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項
 - キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
 - ハンドルキーパー運動（注）をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
（注）ハンドルキーパー運動とは
「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。
- ☆ 教育機関・団体の推進する事項
 - 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
 - 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。
- ☆ 道路管理者・鉄道事業者の推進する事項
 - 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。
- ☆ 警察の推進する事項
 - 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や、飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
 - 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗する行為等に対する捜査を厳正に行います。
 - 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。
- ☆ 県・市・区・町・村の推進する事項
 - 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
 - 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

● 運動の取り組み方

家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。 ○ 自宅で飲酒する場合は、車で来ている人や、運転する予定のある人には、絶対に飲酒させないようにしましょう。 ○ お酒の出る宴席等に家族が出席する場合は、車両を運転しないように声をかけましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場内に飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転根絶気運を醸成しましょう。 ○ 広報誌・交通安全教育の中で、飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけましょう。 ○ 事業主・安全運転管理者等が中心となって飲酒運転又は飲酒運転を助長することがない職場環境をつくりあげましょう。 ○ 朝礼、研修会などあらゆる機会を活用し、飲酒運転防止のための指導を徹底しましょう。 ○ ハンドルキーパー運動を職場で呼びかけましょう。
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転の追放を呼びかけるなど飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないように声をかけ合い注意しましょう。 ○ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。 ○ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。
運転者などは	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を徹底しましょう。 ○ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないようにしましょう。 ○ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。



神奈川県交通安全シンボルマーク

神奈川県交通安全対策協議会
 神奈川県・市区町村・神奈川県警察
 事務局：神奈川県くらし安全交通課
 TEL045-210-1111（内 3553）